

連載

間違えやすい

No.5

喜捨金等に関する消費税の取扱い

消費税の取引早分かり講座



税理士 佐藤充宏

会社行事として、年始に商売繁盛などの祈願のために、神社仏閣へのご祈禱の際や破魔矢・お守りの購入時等にお金を支払う場合があります。また、法事の際には、お布施や戒名料等を支払うケースもあります。

その他の時期にも、神社仏閣へ行く機会があり、その際に会社の経費として喜捨金を支払うことがあるかもしれませんが。

ところで、これらの費用について、消費税の取扱いはどうなるのでしょうか。今回は、宗教法人である神社仏閣に対する喜捨金や、喜捨金に関連する

費用に関する消費税の取扱いについて見ていくことにしましょう。

#### ■喜捨金は寄附金として取り扱われる

実際に喜捨金としてどのような支払いがあるのかというと、祈禱料・初穂料・玉串料・御護摩料・御布施・戒名料としての支払いや、破魔矢・お守り・御札といったものの購入等が挙げられます。そして、このような神社の祭礼等の寄贈金については、寄附金として取り扱われています。

※国税庁タックスアンサー（No5262 交際費等と寄附金との区分）より

#### ■寄附金は消費税の課税対象外

国内取引で消費税の課税対象となるには、次のAからDの全ての要件を満たす必要があります。

- A 事業者が
- B 事業として
- C 対価を得て行なわれる
- D 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

これらの要件のどれか一つでも満たさなければ、消費税は課税されません。そこで、寄附金がどのような取扱いになるのかというと、寄附という行為は、寄附した相手先に見返りを求めない、いわゆる対価性のない取引になります。とすれば、先のCの要件に該当しないことになり、消費税の課税対象の要件を満たしません。

また、国税庁質疑応答事例でも、お

布施や戒名料・玉串料等の葬儀、法要等に伴う収入は、この宗教活動に伴う実質的な喜捨金と認識されているために、消費税の課税の対象とはならないとしています。

これらのことから、神社仏閣に対する祈祷料・初穂料・玉串料・御護摩料・御布施・戒名料としての支払いや、破魔矢・お守り・御札といったものの購入等といった喜捨金については、消費税は課税対象外になります。

※国税庁質疑応答事例（お布施、戒名料、玉串料等）より

### ■神社仏閣以外の事業者が販売している場合

一方で、例えば、参道などで販売されている熊手やだるま等を購入する場合には、先程とは消費税の取扱いが異なってきます。

神社の参道などで販売されている熊手やだるまは、通常は神社仏閣以外の

事業者が販売しています。そして、その宗教法人ではない事業者が、その熊手やだるま等を一般の物品販売業者とおおむね同様の価格で参詣人に販売している場合には、消費税が課税されることとなります。

※法人税基本通達15-1-10（宗教法人、学校法人等の物品販売）より

### ■お酒等の奉納の場合

今でも、神社にお参りに行った際には、社名が入った熨斗が付いたお酒等が奉納されているのを見かけることがあります。これは、会社が神社に対してお酒などを奉納していることによるものですが、この場合には、消費税の取扱いはどのようになっているのでしょうか。

お酒が奉納されるまでの流れで考えてみると、会社がお酒を購入して、それに熨斗を付けて神社に奉納します。つまり、会社がお金を支払ってお酒を

購入しているため、その行為自体は、先程の課税対象の要件を全て満たすため、消費税が課税されます。

また、お酒の購入については、令和1年10月1日より、消費税の税率が10%となり、一定の飲食料品については軽減税率8%が適用されますが、酒税法で規定されている酒類であるお酒については、軽減税率8%は適用されずに、10%の適用になります。

このように、神社仏閣に対する喜捨金については、消費税は課税対象外となりますが、参道などで神社仏閣以外的一般事業者が販売している熊手やだるま、そして、神社に奉納するお酒の購入などで一定の要件に該当する場合には消費税が課税されます。

今回取り上げたケースに該当する支払いがあった場合には、消費税の取扱いが異なる点に注意しましょう。